

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

令和 7 年 9 月 1 日

月 曜 日

第5419号

目 次

規 則

- 富山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 1

教育委員会規則

- 富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 14

公安委員会規則

- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政処分基準に関する規則を廃止する規則 15

告 示

- 富山県資源管理方針の変更の公表
○知事管理漁獲可能量の設定 17

公安委員会規程

- 富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 18

公 告

- 保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度
○富山県営水力発電所 6 箇所の売電及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力調達に係る条件付き一般競争入札の実施 19

規 則

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第49号

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備
に関する規則

(富山県収入証紙条例施行規則の廃止)

第 1 条 富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）は、廃止する。

（富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第 2 条 富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山県収入証紙条例施行規則（昭和39年富山県規則第13号）の項を削る。

別表第 2 富山県収入証紙条例施行規則の項を削る。

（富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第 3 条 富山県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成15年富山県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号から様式第 8 号まで及び様式第13号中

「富山県収入証紙はりつけ欄」

を削る。

（富山県理容師法施行規則の一部改正）

第 4 条 富山県理容師法施行規則（昭和34年富山県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中 「富山県収入証紙貼付欄」 を削る。

（富山県美容師法施行規則の一部改正）

第 5 条 富山県美容師法施行規則（昭和34年富山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中 「富山県収入証紙貼付欄」 を削る。

（富山県クリーニング業法施行規則の一部改正）

第 6 条 富山県クリーニング業法施行規則（昭和26年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

富山県収入証紙貼付欄

を削る。

様式第8号中

富山県収 入証紙ち よう付欄

を削る。

様式第9号から様式第11号までの規定中

富山県収 入証紙貼 付欄

を削る。

(富山県興行場法施行規則の一部改正)

第7条 富山県興行場法施行規則（昭和59年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

富山県収入証紙 貼付欄

を削る。

(富山県製菓衛生師法施行規則の一部改正)

第8条 富山県製菓衛生師法施行規則（昭和42年富山県規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第6号及び様式第8号中

収入証紙貼付欄

を削る。

(犬の危害防止条例施行規則の一部改正)

第9条 犬の危害防止条例施行規則（昭和42年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中

県証紙のはりつけ欄

を削る。

(富山県介護保険法事務処理規則の一部改正)

第10条 富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第17号中

富山県収入証紙はり付け欄

を削り、同様式の備考の5を削る。

様式第18号中

富山県収入証紙はり付け欄

を削り、同様式の備考の2を削り、同様式の備考の1を同様式の備考とする。

様式第19号中

富山県収入証紙はり付け欄

を削り、同様式の備考の3を削る。

様式第20号中

富山県収入証紙はり付け欄

を削り、同様式の備考の5を削る。

様式第21号中

富山県収入証紙はり付け欄

を削り、同様式の備考の4を削る。

(富山県医療法施行規則の一部改正)

第11条 富山県医療法施行規則（平成11年富山県規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の3の備考の(6)を削る。

様式第2号の備考の(3)を削る。

様式第18号の備考を次のように改める。

備考 申請書には、部分的に使用許可を受ける場合には、当該箇所の平面図（色分け等により許可を受けようとする部分を明らかにしたもの）を添付してください。

(富山県保健師助産師看護師法施行規則の一部改正)

第12条 富山県保健師助産師看護師法施行規則（平成12年富山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中

富山県収入証紙貼付欄

を削り、同様式の備考の 3 を削り、同様式の備考の 4 を同様式の備考の 3 とする。

様式第 3 号中

富山県収入証紙貼付欄

を削り、同様式の備考の 4 を削り、同様式の備考の 5 を同様式の備考の 4 とし、同様式の備考の 6 を同様式の備考の 5 とする。

様式第 5 号中

富山県収入証紙貼付欄

を削り、同様式の備考の 4 を削り、同様式の備考の 5 を同様式の備考の 4 とする。

様式第 7 号中

富山県収入証紙貼付欄

を削り、

同様式の備考の 3 を削り、同様式の備考の 4 を同様式の備考の 3 とし、同様式の備考の 5 を同様式の備考の 4 とする。

様式第 9 号中

富山県収入証紙貼付欄

を削り、同様式の備考の 3 を削る。

様式第11号中

富山県収入証紙貼りつけ欄

を削り、同様式の備考の 4

を削り、同様式の備考の 5 を同様式の備考の 4 とする。

様式第12号中

富山県収入証紙貼りつけ欄

を削り、同様式の備考の4

を削り、同様式の備考の5を同様式の備考の4とする。

様式第13号中

富山県収入証紙貼りつけ欄

を削り、同様式の備考の4

を削り、同様式の備考の5を同様式の備考の4とする。

(富山県調理師法施行規則の一部改正)

第13条 富山県調理師法施行規則（昭和34年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中

富 山 県
収入証紙

を削る。

(富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第14条 富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第6号の2中

富山県収入証紙貼付欄（消印しないこと。）

を削る。

(富山県毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正)

第15条 富山県毒物及び劇物取締法施行規則（昭和32年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3号様式中

富山県収入証紙
(消印しないこと。)

を削る。

(富山県漁船法施行規則の一部改正)

第16条 富山県漁船法施行規則（昭和37年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

富山県収入証紙
ちよう付欄

を削り、同様式の備考を削る。

様式第 3 号中「

富山県収入証紙 ちよう付欄

」を削り、同様式の備考を削る。

様式第 4 号中「

富山県収入証紙 ちよう付欄

」を削り、同様式の備考の 2 を削り、同様式の備考の 1 を同様式の備考とする。

様式第 11 号中「

富山県収入証紙 ちよう付欄

」を削り、同様式の備考を削る。

(富山県建築士法施行規則の一部改正)

第 17 条 富山県建築士法施行規則（昭和 25 年富山県規則第 108 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号の（裏面）中

富山県収入証紙貼付欄 (富山県手数料条例で定める額の収入証紙を貼り、消印しないこと。)	
※ 審査	

を

※ 審査	
------	--

に改める。

別記様式第 2 号の 3 の（表面）中「（表面）」を削り、同様式の備考 3 を削り、同様式の備考 4 を同様式の備考 3 とし、同様式の（裏面）を削る。

別記様式第 3 号の（表面）中「（表面）」を削り、同様式の備考 3 を削り、同様式の（裏面）を削る。

(富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

第 18 条 富山県優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則（平成 15 年富山県規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 7 号及び様式第 9 号中

※ 富山県収入証紙貼付欄	
--------------	--

を削る。

(富山県都市計画法施行規則の一部改正)

第19条 富山県都市計画法施行規則（昭和46年富山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2、様式第3号及び様式第5号中

年 月 日		手 数 料 欄 富山県収入証紙 をここへはること。 (消印は、しないこと。)
富山県知事	殿	
申請者 住 所 氏名又は名称		

を

年 月 日	
富山県知事	殿
申請者 住所 氏名又は名称	

に改める。

(富山県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

第20条 富山県開発登録簿閲覧規則（昭和46年富山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「※富山県収入証紙貼付欄」を削る。

(富山県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第21条 富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考の1を削り、同様式の備考の2を同様式の備考とする。

様式第3号の備考の1を削り、同様式の備考の2を同様式の備考とする。

「 年 月 日

様式第14号中

富山県収 入証紙は り付け欄

を

「 年 月 日

に改める。

」

「 年 月 日 富山県収入
様式第21号中 証紙はりつ を
け欄 」

「 年 月 日
に改める。
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(廃止条例附則第 2 項の規定による使用)

- 2 富山県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和 6 年富山県条例第 61 号。以下「廃止条例」という。）附則第 2 項の規定により、同項に規定する収入証紙を使用する場合にあっては、第 3 条から第 21 条までの規定による改正前のそれぞれの規則に定める様式については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例による。

(廃止条例附則第 3 項の規定による還付)

- 3 廃止条例附則第 3 項の規定により、収入証紙を保有する者がこれを知事に返還して金額の還付を受けようとするときは、収入証紙購入金額還付承認申請書（附則様式第 1 号）に、返還する収入証紙を添付して、知事に提出するものとする。

(廃止条例附則第 4 項の規定による還付)

- 4 廃止条例附則第 4 項の規定により、売りさばき人が収入証紙を返還するときは、収入証紙金額還付請求書（附則様式第 2 号）（以下「還付請求書」という。）に、返還する収入証紙を添付して、知事に提出するものとする。
- 5 前項の規定において、令和 7 年 10 月 31 日までに売りさばき人が還付請求書を知事に提出するときは、第 1 条の規定による廃止前の富山県収入証紙条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第 2 に掲げる金融機関（以下「取扱店」という。）を経由するものとする。

- 6 取扱店は、前項の規定により売りさばき人から還付請求書の提出があったときは、添付された収入証紙を受高に繰り入れ、還付請求書を調査し、証明の上、知

事に提出するものとする。

(富山県収入証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

- 7 令和12年9月30日までの間、旧規則第2条の規定は、なおその効力を有する。
- 8 施行日前の収入証紙の売りさばき代金については、旧規則第9条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 9 取扱店は、保有する収入証紙を令和7年10月31日までに知事に返還するものとする。この場合において、旧規則第10条及び第11条の規定は、なおその効力を有するものとし、旧規則第11条中「3月31日まで」とあるのは「10月31日まで」と、「4月10日まで」とあるのは「同日まで」とする。
- 10 前項の規定による返還がなされるまでの間、旧規則第13条の規定は、なおその効力を有する。
- 11 廃止条例附則第2項の規定により、なお従前の例により収入証紙を使用することができる令和8年3月31日までの間、旧規則第3条、第4条、第14条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第14条中「4月10日まで」とあるのは、「同日まで」とする。

(様式に関する経過措置)

- 12 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則様式第 1 号（附則第 3 項関係）

収入証紙購入金額還付承認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

(申請者)

郵便番号 —

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号 () —

別添の収入証紙については、今後使用することがないので、富山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則第 3 項の規定に基づき、収入証紙を返還し購入金額の還付の承認を申請します。

1 還付申請額 円

2 証紙の購入目的

3 返還する収入証紙の内訳

証 紙 種 別	枚	数	証 紙 種 別	枚	数
1 円券		枚	500円券		枚
5 円券		枚	700円券		枚
10円券		枚	800円券		枚
50円券		枚	1, 000円券		枚
100円券		枚	2, 000円券		枚
200円券		枚	5, 000円券		枚
300円券		枚	10, 000円券		枚
400円券		枚	合 計		枚

4 収入証紙購入場所及び購入時期

5 振込先

振込先	金融機関名	銀行			店
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	口座名義人(カタカナ)				

※ 金融機関名欄は、適宜変更して記入すること。

附則様式第2号（附則第4項関係）

（表）

収入証紙金額還付請求書

年 月 日

富山県知事 殿

（請求者）

郵便番号 —

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号（ ） —

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則附則第4項の規定に基づき、次のとおり収入証紙を返還し、金額の還付を請求します。

- 1 収入証紙券面金額 円
- 2 現金還付請求額 円（上記1の10,000分の9,739の金額）
（1円未満の端数は切捨て）

3 返還する収入証紙の内訳

証 紙 種 別	枚	数	証 紙 種 別	枚	数
1円券		枚	500円券		枚
5円券		枚	700円券		枚
10円券		枚	800円券		枚
50円券		枚	1,000円券		枚
100円券		枚	2,000円券		枚
200円券		枚	5,000円券		枚
300円券		枚	10,000円券		枚
400円券		枚	合 計		枚

4 振込先

振込先	金融機関名	銀行			店
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	口座名義人(カタカナ)				

※ 金融機関名欄は、適宜変更して記入すること。

(裏)

金 融 機 関 証 明 欄	返還された収入証紙を確かに受け取りました。 年 月 日 (取扱店名) (代表者氏名)
---------------------------------	--

※ 裏面は、令和 7 年10月31日までに取扱店を経由して提出する場合に使用する
こと。

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和7年9月1日

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会規則第5号

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第5号、様式第10号、様式第11号、様式第16号及び様式第17号

中 「

富	山	県
収	入	証 紙

」 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 富山県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和6年富山県条例第61号）附則第2項の規定により、同項に規定する収入証紙を使用する場合にあっては、この規則による改正前の富山県教育職員免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）に定める様式については、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（教・教職員課）

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政処分基準に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和7年9月1日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規則第8号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政処分基準に関する規則を廃止する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく行政処分基準に関する規則（平成13年富山県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

**告 示**

~~~~~

富山県告示第345号

富山県資源管理方針の変更の公表について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第14条第 1 項の規定に基づく富山県資源管理方針の一部を令和 7 年 8 月19日付けで以下の通り変更したので、同条第10項で準用する同条第 6 項の規定により公表する。

令和7年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

第8中、「「別紙1-11 ぶり」」を「「別紙1-12 べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」」に、「「別紙3-16 てんぐさ富山県周辺海域」」を「「別紙3-15 てんぐさ富山県周辺海域」」に改める。

(別紙 1-11 ぶり) の第 5 の次に、次の (別紙 1-12 ベにずわいがに日本海系群 (知事許可水域)) を加える。

(別紙 1-12 ベにずわいがに日本海系群 (知事許可水域))

第1 特定水産資源

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

富山県べにずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、べにずわいがにの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

富山県に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がべにずわいがにを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を当該知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2

（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙3－2 ベにずわいがに日本海系群）を削除し、（別紙3－3 ひらめ日本海北部系群）を（別紙3－2 ひらめ日本海北部系群）に、（別紙3－4 さわら日本海・東シナ海系群）を（別紙3－3 さわら日本海・東シナ海系群）に、（別紙3－5 あかむつ日本海）を（別紙3－4 あかむつ日本海）に、（別紙3－6 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群）を（別紙3－5 うまづらはぎ日本海・東シナ海系群）に、（別紙3－7 ほっこくあかえび日本海系群）を（別紙3－6 ほっこくあかえび日本海系群）に、（別紙3－8 ばい類富山県周辺海域）を（別紙3－7 ばい類富山県周辺海域）に、（別紙3－9 しらえび日本海北部）

を（別紙 3－8 しらえび日本海北部）に、（別紙 3－10 ほたるいか日本海）を（別紙 3－9 ほたるいか日本海）に、（別紙 3－11 そうだかつお類富山県周辺海域）を（別紙 3－10 そうだかつお類富山県周辺海域）に、（別紙 3－12 あかかます富山県周辺海域）を（別紙 3－11 あかかます富山県周辺海域）に、（別紙 3－13 しいら日本海）を（別紙 3－12 しいら日本海）に、（別紙 3－14 あおりいか富山県周辺海域）を（別紙 3－13 あおりいか富山県周辺海域）に、（別紙 3－15 わかめ富山県周辺海域）を（別紙 3－14 わかめ富山県周辺海域）に、（別紙 3－16 てんぐさ富山県周辺海域）を（別紙 3－15 てんぐさ富山県周辺海域）に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

（水産漁港課）

富山県告示第346号

知事管理漁獲可能量の設定について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第16条第 1 項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和 7 管理年度の同項に掲げる数量を令和 7 年 8 月19日付けで以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 9 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月31日まで）における漁業法第16条第 1 項に掲げる数量は、次のとおりとする。

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

6, 254トンの内数

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県べにずわいがに漁業	6, 254トンの内数

規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年9月1日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規程第4号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の項第6号中「第11条第2項及び第3項」を「第11条第2項から第4項まで及び第7項から第10項まで」に、「指定申請書の受理及び標章の交付」を「除外標章交付申請書の受理及び標章の交付、除外標章再交付申請書の受理及び標章の再交付、除外標章記載事項変更届の受理及び変更事項の記載並びに標章の返納の受理」に改める。

附 則

この規程は、令和7年9月2日から施行する。

公 告

保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和7年9月1日

富山県知事 新 田 八 朗

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.82

黒 部 川	水源かん養保安林	29100
	土砂流出防備保安林	1,10914
片 貝 川	水源かん養保安林	26739
	土砂流出防備保安林	42806
早 月 川	水源かん養保安林	22004
	土砂流出防備保安林	23164
常 願 寺 川	水源かん養保安林	39304
	土砂流出防備保安林	55380
神 通 川	水源かん養保安林	64035
	土砂流出防備保安林	50890
	干 害 防 備 保 安 林	592
庄 川	水源かん養保安林	27433
	土砂流出防備保安林	1,02397
城 端 地 区	水源かん養保安林	16000
	土砂流出防備保安林	5030
小 矢 部	水源かん養保安林	36950
	土砂流出防備保安林	4874
氷 見 地 区	水源かん養保安林	1546
	土砂流出防備保安林	362
計	水源かん養保安林	2,80607
	土砂流出防備保安林	4,22599
	干 害 防 備 保 安 林	592
合 計		7,03798

富山県営水力発電所6箇所の売電及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力調達に係る
条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 件名

富山県営水力発電所 6 箇所の売電及び富山県庁舎・和田川浄水場の電力調達

(2) 内容

富山県企業局が所有する富山県営水力発電所 6 箇所が発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全てを売電するものとし、売電した電力の一部を富山県庁舎（富山県本庁舎及び富山県議会議事堂をいう。以下「県庁舎」という。）及び和田川浄水場（以下「浄水場」という。）へ供給するものとする。

なお、詳細は「富山県営水力発電所 6 箇所の売電に係る仕様書」、「富山県庁舎の電力調達に係る仕様書」及び「和田川浄水場の電力調達に係る仕様書」による。

(3) 契約期間

契約を締結した日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 電力受給期間（売電期間）

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで（1 年間）

(5) 電力需給期間（電力調達期間）

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで（1 年間）

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

(1) 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の構成

ア 入札に参加できる者は、単独の企業とする。

イ 入札参加資格確認申請書の提出（以下「参加表明」という。）以降において、入札参加者が(2)の入札参加資格の条件を満たさなくなった場合、入札参加者は、4(3)に掲げる富山県企業局経営管理課管財係（以下「担当部署」と

いう。)に速やかに通知しなければならない。

ウ 入札参加者及び当該入札参加者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）は、同時に当該他の入札参加者及び当該他の入札参加者から業務を委託又は請け負う者となることはできないものとする。

(2) 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

ア 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。なお、当該名簿に登載されていない者でこの入札に参加しようとする者は、参加表明時までに、富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の申請がなされたうえで、開札日の前日までに登載されていれば支障ないこととする。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

イ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

ウ 令和6年度において、小売電気事業者として、電気の販売実績が149,100,000kWh以上あること。

エ これまでに、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき国からその事業者名を公表された事業者でない者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (キ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者
- (ク) 本売電に係る発注者支援業務である「富山県営電気事業売電方法等調査検討業務委託」の受注者である、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社及びこの者と資本又は人事等において一定の関連のある者
- (ケ) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から開札の日までの間において、富山県の指名停止を受けている者

(3) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たす者であっても、開札の日時

までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

また、同日において富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の申請がなされた者であっても、開札日の前日までに競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該者の入札は無効とする。

3 入札説明書等の配付

- (1) この公告に係る入札説明書その他関係資料（以下「入札説明書等」という。）は、令和7年9月1日（月）から富山県のホームページ（下記URL）に掲載し、公表するものとする。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html>

- (2) 入札説明書等の記載内容について質問がある場合は、令和7年9月1日（月）から令和7年9月24日（水）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）の午前8時30分から午後5時までに、質問内容を様式集及び記載要領に定める質問書に記載し、電子メールに添付することでメールアドレス akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp に送信すること。また、送信後には4(3)に掲げる担当部署に電話で受信されたことを確認すること。ただし、参加資格関連に関する質問については、令和7年9月1日（月）から令和7年9月16日（火）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、上記以外の方法（電話など）による質問は受け付けないものとする。

- (3) (2)の質問に対する回答は、令和7年10月8日（水）までに、富山県のホームページに質問者名を伏せた上で掲載し、公表するものとする。

4 入札参加資格の確認に関する事項

- (1) 入札参加者は、様式集及び記載要領で定める参加表明書類及び入札参加資格審査書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。
- (2) 参加表明書等の様式は、富山県のホームページ（下記URL）からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/buppin/koukokukekka/koukoku.html>

(3) 参加表明書等の提出期間及び提出場所

令和7年9月1日（月）から令和7年10月3日（金）まで（休日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。

なお、提出期間内に参加表明書等の書類を提出しない者は入札に参加できない。

（担当部署の連絡先）

〒930-0094 富山市安住町2番14号（北日本スクエア北館10階）

電話番号 076-444-2139

(4) 提出方法

持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和7年10月14日（火）までに、通知する。なお、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札に参加することができない。

6 入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和7年10月14日（火）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

イ 提出先

担当部署

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和7年10月24日（金）までに、文書により行うものとする。

7 入札期間等

(1) 入札期間

令和 7 年 11 月 13 日（木）から同月 18 日（火）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（持参の場合は正午から午後 1 時までの時間を除く。）（最終日は正午まで）

(2) 開札日時

令和 7 年 11 月 19 日（水）午前 10 時 00 分

(3) 開札場所

担当部署

8 入札の方法等

(1) 入札は、紙入札により行うものとし、入札参加者は、担当部署に入札書を持参し、又は郵送（書留郵便）による方法により行うものとする。

(2) 入札金額は、電力量料金から県庁舎及び浄水場の電気料金を差し引いた金額を記入すること。

ア 電力量料金は、各月の予定売電電力量を基に算定した月ごとの料金の合計とすること。

イ 県庁舎の電気料金は、県庁舎の予定使用電力及び各月の予定使用電力量を基に算定した月ごとの料金の合計とすること。

ウ 浄水場の電気料金は、浄水場の予定使用電力及び各月の予定使用電力量を基に算定した月ごとの料金の合計とすること。

エ 落札金額は、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、入札金額について、予定価格以上の入札がないときは、入札金額の最高金額を示し、再入札を行うものとする。

開札の結果、入札金額の最高金額は予定価格以上であるが、次の要件をすべて満たす入札がないときは、入札金額の最高金額、要件を満たさない項目及び

その金額を示し、再入札を行うものとする。

ア 電力量料金が、富山県企業局が設定した最低価格（非公表）以上であること。

イ 県庁舎の電気料金が、富山県が設定した最高価格（非公表）以下であること。

ウ 浄水場の電気料金が、富山県企業局が設定した最高価格（非公表）以下であること。

なお、再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。

- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。再入札をするもさらに落札者がいないときは、再入札で入札金額の最高金額を提示した入札参加者と見積りに移行するものとする。

9 入札金額の算定根拠を示す書面（以下「価格算定書」という。）の提出

- (1) 入札書に記載する入札金額に対応した価格算定書を添付して入札すること。
- (2) 価格算定書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、価格算定書の内容に不備がある場合、当該者の入札を無効とする。

10 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

11 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 5により入札参加資格「有」とされた入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

12 落札者の決定方法

参加資格を有する入札参加者のうち、次の要件をすべて満たし、入札金額が最高の金額をもって入札をした者を落札者とする。

- (1) 電力量料金が、富山県企業局が設定した最低価格（非公表）以上であること。

- (2) 県庁舎の電気料金が、富山県が設定した最高価格（非公表）以下であること。
- (3) 浄水場の電気料金が、富山県企業局が設定した最高価格（非公表）以下であること。

13 契約の締結

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

14 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

15 その他

- (1) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
 - (2) 入札参加者の入札に係る費用は、入札参加者の負担とする。
 - (3) 入札に参加するに当たって提出された書類は、返却しない。
 - (4) 提出書類の差替えは、認めない。
 - (5) その他不明な点については、担当部署に問い合わせること
-

